

令和2年度 大田区住宅リフォーム助成事業のご案内

区内に主たる事業所（本社）がある中小事業者に助成対象工事一覧表（別紙）にある以下のリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。

・バリアフリー化

（手すり設置、浴室・更衣室暖房工事、段差解消、開き戸から引き戸への改修、階段昇降機設置 等）

・環境への配慮

（節水型トイレへの改修、高断熱浴槽への改修、エコジョーズ給湯器への交換、断熱窓への改修 等）

・防犯・防災対策

（軽量化屋根への改修、耐震化工事、防犯性の高いインターホンへの交換、面格子の設置 等）

・住まいの長寿命化

（屋根・外壁塗装、洗面台・キッチン改修に伴う給排水等の工事、雨樋の改修、屋根の改修 等）

・吹付アスベスト除去工事

事前申込（仮申請）受付期間	助成申請（本申請）受付期限
令和2年4月15日（水）～令和3年1月29日（金）	令和3年3月31日（水）

- 工事開始前に事前申込（仮申請）の手続きが必要となります。
- 工事開始後の事前申込（仮申請）の受付はできません。
- 工事完了後1か月以内に助成申請（本申請）の手続きが必要となります。
- 期限を過ぎた助成申請（本申請）の受付はできません。

問合せ先

大田区役所 7階
建築調整課住宅担当内 住宅相談窓口

〒144-8621
大田区蒲田五丁目13番14号
電話 5744-1343 FAX 5744-1558

交通アクセス

JR京浜東北線・東急多摩川線・池上線「蒲田駅」東口から徒歩約1分
京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩約10分



助成要件

1 助成対象となる工事

◆工事期間

事前申込（仮申請）をした日以降に開始し、令和3年2月28日(日)迄に完了する工事

◆工事内容

- ①助成対象工事一覧表（別紙）に記載のある工事
- ②総工事費用が10万円以上（税抜）の工事

2 施工業者の要件

◆区内中小事業者

- 区内に主たる事業所（本社）を有し、中小企業基本法第2条に定めている法人又は個人事業者で支店・営業所等は含まれません。
- 『他の市区町村に本社がある大田区内の支店』による工事は対象になりません。

3 申請者の要件

◆令和2年1月1日時点から工事対象住宅に継続して居住する区民

※大田区の住民基本台帳に記載がある。

※所有する賃貸アパート等で自己が居住していない場合は対象になりません。

◆次のいずれかに該当する方

- ①工事を行う個人住宅の所有者
 - ②集合住宅の管理組合の理事長（共用部分の吹付アスベスト除去工事の場合のみ）
 - ③工事を行う個人住宅の賃貸借人（バリアフリー化のための工事の場合のみ）
- ※書面により賃貸借契約を締結し家賃の支払いがあり、所有者の承諾を得ていること。

◆特別区民税・都民税を滞納していないこと。

◆区の他の助成制度・保険給付制度を利用した場合でも自己負担額が発生すること。

◆過去にこの助成金の交付を受けていないこと。

※今年度に限り、初回の助成額が20万円未満で工事完了日から1年以上を経過した場合、2回目まですることができます。（初回の助成額と20万円の差額を上限とします。）

助成金額

◆次のいずれか低い額に助成率を乗じた金額を助成

- ①助成対象工事一覧表（別紙）にある対象工事の標準工事費を合算した額
- ②総工事費用（対象工事以外の工事費用も含めた工事に要する全ての費用（税抜））

工事内容		助成率	上限額
バリアフリー化、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化に該当する助成対象工事		助成対象額の10%	20万円
区の他の助成制度・保険給付制度と併せて申請		助成対象額の5%	10万円
耐震化工事	耐震化助成事業と併せて申請	助成対象額の10%	20万円
	住宅リフォーム助成事業でのみ申請	助成対象額の10%	30万円
吹付アスベスト除去工事		実際の工事費用(税抜)の10%	50万円

◆区の他の助成制度・保険給付制度

- 介護予防住宅改修費支給（介護保険給付） ○居宅介護住宅改修費支給（介護保険給付）
- 高齢者自立支援住宅改修助成 ○重度身体障害者(児)住宅改造相談・助成

申込方法

- ◆工事を始める前に、事前申込書（仮申請）に必要な書類を添えて提出してください。
- ◆工事完了後1か月以内に、助成申請書（本申請）に必要な書類を添えて提出してください。
- ◆委任状があれば、受注した区内中小事業者による代理申請の受付ができます。

【固定資産税・都市計画税 納税通知書及び課税明細書（見本）】

The image shows two sample tax documents. The top one is a '納税通知書' (Tax Notice) for '年度固定資産税・都市計画税' (Annual Fixed Asset Tax and City Planning Tax). The bottom one is a '課税明細書' (Tax Detail Statement) for the same taxes, showing a table of property details and tax amounts.

工事前の事前申込（仮申請）

◆必要書類

- ア 事前相談申込書
- イ 工事見積書（工事費用、工事内容が分かるもの）の写し
- ウ 建物の所有者が分かる次のいずれか書類の写し
 - ①固定資産税・都市計画税 納税通知書及び課税明細書（最新年度のもの）
 - ②土地・家屋名寄帳（最新年度のもの）
 - ③建物の登記簿謄本（発行後1年以内）
- エ 委任状（区内中小事業者等による代理申請の場合のみ）

工事後の助成申請（本申請）

◆必要書類

- ア 助成申請書（事前申込受付時にお渡しします。）
- イ 住民票の写し
 - ※助成申請書の同意欄に署名・捺印した場合は不要です。
- ウ 特別区民税・都民税の納税証明書又は非課税証明書の写し
 - ※助成申請書の同意欄に署名・捺印した場合は不要です。
- エ 工事費用の支払者、支払先、支払金額が分かるもの（領収書等）の写し
- オ 請求書、工事内容の分かるもの（工事内訳書等）の写し
 - ※見積書と同額で請求書の内訳として見積書を使用する場合
「見積書を内訳として使用する」旨を請求書に明記してください。
- カ 助成対象工事箇所ごとの工事前・工事中・工事完了後の写真
 - ◎ 必要に応じて、その他関係書類を提出していただく場合があります。

注意事項

- ◆事前申込（仮申請）の手続き後、追加工事（見積書に記載の無い工事）が発生する場合は、あらかじめ住宅相談窓口にご連絡ください。
- ◆以下のリフォーム経費は、助成の対象になりません。
 - ・所有している賃貸用アパート等
 - ・住宅敷地内で建物本体に付属しない塀、階段、スロープ、車庫、倉庫等
- ◆新築、建替え、全面改築や増築、購入に伴う工事費用は、助成の対象になりません。
- ◆建築基準法及びその他関連法規に違反する住宅でないことを要します。

住宅リフォーム助成 手続きの流れ

工事開始前

事前申込（仮申請）

- 受付窓口にお越しく下さい。助成制度についてご説明します。
- 『事前相談申込書』に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。
- 助成申請（本申請）に必要な書類をお渡しします。

工事の実施

- 事前申込（仮申請）をした日以降、工事は開始してください。
- 事前申込（仮申請）手続き後、追加工事（見積書に記載のない工事）が発生する場合は、あらかじめ住宅相談窓口にご連絡ください。
- 助成対象工事箇所ごとに、工事前、工事中及び工事完了後の写真をお撮りください。

工事完了後

助成申請（本申請）

- 工事完了後1か月以内に『助成申請書』に必要書類を添えて提出してください。
（受付期限：令和3年3月31日（水）※期限を過ぎた申請の受付はできません。）
- 審査にあたり、現地調査を行う場合があります。

助成決定通知書

又は

助成不交付決定通知書

- 提出された『助成申請書』等を区で審査した後、結果を通知します。

助成金の請求

- 『助成金交付請求書』と『支払金口座振替依頼書』に押印する印鑑（認印）は、『助成申請書』に押印したものと同一ものを使用してください。
※スタンパー式印（シャチハタ等）は使用できません。

助成金の支払

- ご指定の口座に1～2週間程度で振り込みます。